

特定非営利活動法人市民後見ひょうご（以下「当会」という。）は、個人情報個人の人格尊重の理念をもとに慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、当会が保有する個人情報の取扱いに必要な事項を次のとおり定め、適正な管理と個人の権利利益を保護します。

当会における個人情報の取扱いについて

<p>個人情報の種類 （本活動に関わって取得・利用する個人情報）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当会事業の利用者、後見活動に関わる被後見人等の帳票に記載した事項 ・当会及び担当者が相談により把握し記載した事項 ・家庭裁判所・行政機関など後見申立て・受任等に必要事項 ・当会会員に関する事項
<p>個人情報の利用目的</p>	<p>活動を適正・円滑に行い、個人の権利利益保護を目的とします。</p>
<p>個人情報の利用・提供方法</p>	<p>個人情報保護管理者の管理のもとに保管するとともに、サービス提供の適正・円滑等上記利用目的に沿った利用を行います。 また、下記により当会内部での利用又は外部への提供を行います。</p> <p>(1) 内部での利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 会員における被後見人の理解、支援検討会議の資料 <input type="checkbox"/> 後見活動等の事例集の作成 <input type="checkbox"/> 円滑・的確な後見活動遂行と管理体制 (成年後見制度の利用状況統計資料の作成など) <p>(2) 外部への提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 介護サービス事業者・障害者自立支援事業者等との連携 <input type="checkbox"/> 関係行政機関との連携 <input type="checkbox"/> 主治の医師及び医療機関等との連携 <input type="checkbox"/> 後見報告・報酬申立等の家庭裁判所への報告等 <input type="checkbox"/> 後見監督人・複数後見の場合の後見人等との連携 <input type="checkbox"/> 事故などによる損害賠償保険利用による事務
<p>本事業における体制</p>	<p>個人情報保護管理者 NPO 法人 市民後見ひょうご 理事長 個人情報監査責任者 NPO 法人 市民後見ひょうご 監事</p> <p>(1) 保有個人データの開示等 本人からの保有個人データの開示、訂正、利用停止等の請求があったときは、法令等の所定の手続きに従い対応を行います。</p> <p>(2) 個人情報保護のための体制整備、教育の実施 個人情報を保護するため、適切な管理体制を整備し、当会の運営担当者の意識啓発を行います。</p>

1. 個人情報の取得及び利用について

個人情報の取得については、利用目的の達成に必要な範囲内においてのみ取得し、情報の利用については、セミナーの開催等、当会の利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。

2. 個人情報の安全管理について

個人情報の紛失、破壊、改ざん、及び漏えい等の防止に努めます。

3. 個人情報の第三者提供について

法で定める場合を除き、予めご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはいたしません。

参考

個人情報保護法に規定されている個人情報とは
(改正個人情報保護法(平成29年5月30日施行)による。)

1. 生存する個人に関する情報であつて、氏名、生年月日その他の記述等

(個人識別符号及び要配慮個人情報)に記載されている情報である。(法第2条1項)

2. 個人識別符号(法第2条2項)

(1) 次に掲げる身体の特徴を電子データに変換した符号

イ DNAの塩基の配列

ロ 顔の骨格、皮膚の色、容貌等

ハ 虹彩の表面の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢、動作、歩幅、歩行の模様

ヘ 手のひら又は甲、指の皮下の静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

(2) 旅券(パスポート)の番号

(3) 国民年金法の基礎年金番号

(4) 道路交通法の免許証の番号

(5) 住民基本台帳法に規定する住民票コード

(6) 行政手続きにおける個人を識別するための番号(マイナンバー)

(7) 次に掲げる証明書に記載された番号、記号等

イ 国民健康保険法の被保険者証

ロ 高齢者医療保険法の被保険者証

ハ 介護保険法の被保険者証

(8) その他個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

3. 要配慮個人情報(法第2条3項)(原則として本人の同意を得て取得すること)

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実
その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に
配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

政令で定める記述は次のとおり(施行令第2条)

(1) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)等の心身の機能障害があること

(2) 医師や医療機関で行われた健康診断の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、心身の状態の改善のための指導、診療、調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴等の刑事事件に関する
手続きが行われたこと。

(5) 本人を少年法に規定する少年又はその疑いのある者として調査、観護の措置、審判、保
護処分その他の保護事件に関する手続きが行われたこと。(以上)